「能動的サイバー防御法案の狙いと危険性」学習会報告

3 月 10 日、イーブルなごや視聴覚室で「能動的サイバー防御法案の狙いと危険性」と題して中谷雄二弁護士が講演をおこないました。参加者は 47 名。中谷雄二弁護士の講演の要旨を紹介します。

能動的サイバー防御法案とは

他国からの攻撃の「脅威」を探索し、脅威を理由に先制的に他国に攻撃を行うことである。攻撃者のサーバー等への侵入・無害化であり、先制攻撃を含む点に重大な問題がある。

すでに、民間事業者の膨大な経済情報を内閣府のシステム内に取り込み、官民の連携強化が進められている。鉄道、航空、輸送、金融、電気、ガス、水道、放送など53社213事業所（基幹インフラ事業所）が契約済みで、政府と連携、企業情報が政府によって強権的に吸い上げ一元的に集中管理が行われる。日本史上初の一大情報集約、官僚統制・経済統制につながりかねない危険性がある。

戦争体制作りと監視国家へ

安保法制法違憲訴訟、DNA データ等抹消事件、大垣警察市民監視事件で問題としてきたように政府の日米一体化による戦争体制作りとそのための治安体制作り＝監視国家化が結合した危険の現実化として、「能動的サイバー防御法案」が持ち出されたのではないか。

サイバー分野での重点化が急速にすすめられてきた。

2018 年防衛省は、中期防衛力整備計画に基づき、武力攻撃事態等において、相手方によるサイバーを妨げることが必要となる可能性を想定しつつ、武力行使の三要件を満たす場合には、憲法上、自衛の措置としての武力の行使が許され、武力の行使の一環として、サイバー攻撃という手段を用いることは否定されないと、小野寺五典防衛大臣が参議院外交防衛委員会で答弁。

2019 年には、「サイバー攻撃を日米安全保障条約第５条における武力攻撃とみなし得る」と日米安全保障協議委員会（2＋2）で合意。2022 年 12 月、常時継続的にリスク管理を実施する体制構築。2024 年 11 月 29 日の有識者会議提言では、2027 年度までに、サイバー防衛態勢を確立するなど能動的サイバー防御の実施のための体制を整備すること。官民連携の強化、通信情報の活用、侵入・無害化の検討を指示。

何が問題

第一に法案の提出、手法が問題で束ね法案となっている。具体的な内容は、省令に委任するとしている。国会の形骸化、法治主義の形骸化である。第二に、通信の秘密、プライバシー情報の国家による機械的方法による例外なしに広い範囲で監視の可能性。すべての情報が国家＝政府に届く仕組みとなっている。第三に監視の方法は、インターネット等の利用によるデーターの収集、GPS による位置情報など様々な情報入手で系統的に収集される。第四に侵入・無害化措置をどう攻撃するのか、だれが行うのか。警察庁長官がサイバー危害防止措置執行官、警察庁又は都道府県警察の警察官のうちから処置を適正にとるために必要な知識及び能力を有すると認められる警察官を任命する。

相手国の主権を侵害するサイバー攻撃は、かつて日本でも武力行使と同様に反撃可能と国会答弁されていたように、武力による反撃を招く危険性がある行為である。それを形骸化必至の第三者機関の承認（事後承認可）で警察や自衛隊に実施させることの危険性を指摘しなければならない。

第五に実施機関は、警察・自衛隊であり、平時　警察、有事　自衛隊がシームレス（切れ目無し）の実施。白藤博行専修大学教授は、国家警察の復活を狙っている可能性があるのではと述べている。

第六に、令状なし、事後承認でも可　歯止めとはならない。重大な結果を招く危険性。

早急な運動の構築を

権力分立がなく、法的統制が脆弱で司法による事後的統制も利かない日本での権力に権限を認める法案だということの認識が重要である。

きわめて重大な影響を及ぼす法律を国民的議論も国会での十分な審議もなく通そうという狙い。早急な反対運動の構築が必要である。と締めくくられました。

（まとめ　近田美保子）

※講演は以下の YouTube で視聴できます。

https://youtu.be/INszP3eKnRE

3 月 29 日、秘密保護法と共謀罪に反対する愛知の会でも、学習会が開催されました。

【動画】25/3/29 能動的サイバー防御法案とはなにか 中谷雄二弁護士講演

https://www.youtube.com/watch?v=t48_fD4OEV4